

議案第57号

米原市税条例の一部を改正する条例について

米原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年5月29日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市税条例の一部を改正する条例

第1条 米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

付則第10条の3を削り、付則第10条の2を付則第10条の3とし、付則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

第2条 米原市税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「または名称」を「（法人にあっては、事務所または事業所の所在地、名称および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所または事業所の所在地および名称）」に改め、同条第4号中「または名称」を「（法人にあっては、事務所または事業所の所在地、名称および法人番号）」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の2第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名または名称、住所もしくは居所または事務所もしくは事業所の所在地および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）または法人番

号

第63条の2第1項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号および第2項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第71条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第74条第1項第1号および第74条の2第1項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名もしくは名称」を「事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「および住所」を「、住所および個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名および住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第147条第1号中「および氏名または名称」を「または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）」に改める。

付則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

付則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号および第9項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

付則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条中米原市税条例第23条第2項の改正規定ならびに第51条第2項、第71条第2項、第89条第2項、第90条第2項および第3項ならびに第139条の3第2項の改正規定（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）ならびに付則第4条第1項および第16条の2の改正規定ならびに次条第3項および付則第4条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項第1号の規定は、付則第1条本文に規定する日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第23条第2項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の2第9項の規定は、施行日以後に行われる新条例第36条の2第9項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第2条の規定による改正前の米原市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第9項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号および第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号ならびに第74条の2第1項第1号ならびに付則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号および第9項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項ならびに第63条の3第1項および第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書または新条例第74条第1項および第74条の2第1項ならびに付則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項ならびに第63条の3第1項および第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書または旧条例第74条第1項および第74条の2第1項ならびに付則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の米原市税条例(以下この条において「改正後の条例」という。)付則第10条の2第1項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設または設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 改正後の条例付則第10条の2第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設または設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 改正後の条例付則第10条の2第3項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設または設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 改正後の条例付則第10条の2第4項の規定は、平成27年4月1日以降に取得される新法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 改正後の条例付則第10条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第39項に規定する設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 改正後の条例付則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第40項に規定する機器に対して課税すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 改正後の条例付則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附

則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった旧条例付則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式または第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式ま

- 4 平成28年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	米原市税条例の一部を改正する条例（平成27年米原市条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）付則第4条第6項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2	平成27年改正条例付則第4

	項	条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第4条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項または第2項	平成27年改正条例付則第4条第6項
第100条の2	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第4条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、または納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡もしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとな

るときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 9 項
	から	、第 5 項および
第 7 項の表第 19 条の項	付則第 4 条第 6 項	付則第 4 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	付則第 4 条第 5 項	付則第 4 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	付則第 4 条第 6 項	付則第 4 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	付則第 4 条第 6 項	付則第 4 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	付則第 4 条第 5 項	付則第 4 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	付則第 4 条第 6 項	付則第 4 条第 10 項において準用する同条第 6 項

第8項	第4項	第9項
-----	-----	-----

11 平成30年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項および
第7項の表第19条の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項

第7項の表第98条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項および
第7項の表第19条の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項

第7項の表第19条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において 準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において 準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則20条第4項	附則第20条第14項において 準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において 準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において 準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において 準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第5条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第6条 新条例第147条の規定は、施行日以後に行われる新条例第147条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第147条の規定による申告については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条中米原市税条例第23条第2項の改正規定ならびに第51条第2項、第71条第2項、第89条第2項、第90条第2項および第3項ならびに第139条の3第2項の改正規定（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）ならびに付則第4条第1項および第16条の2の改正規定ならびに次条第3項および付則第4条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項第1号の規定は、付則第1条本文に規定する日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第23条第2項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の2第9項の規定は、施行日以後に行われる新条例第36条の2第9項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第2条の規定による改

正前の米原市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第9項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号および第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号ならびに第74条の2第1項第1号ならびに付則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号および第9項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項ならびに第63条の3第1項および第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書または新条例第74条第1項および第74条の2第1項ならびに付則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項ならびに第63条の3第1項および第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書または旧条例第74条第1項および第74条の2第1項ならびに付則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下この条において「改正後の条例」という。）付則第10条の2第1項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設または設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 改正後の条例付則第10条の2第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設または設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 改正後の条例付則第10条の2第3項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設または設備に対して課すべき平

成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 改正後の条例付則第10条の2第4項の規定は、平成27年4月1日以降に取得される新法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 改正後の条例付則第10条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第39項に規定する設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 改正後の条例付則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第40項に規定する機器に対して課税すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 改正後の条例付則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった旧条例付則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式または第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式または第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同

日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	米原市税条例の一部を改正する条例（平成27年米
------	-----------------	-------------------------

		原市条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成27年改正条例」という。) 付則第4条第6項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。)、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第4条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項または第2項	平成27年改正条例付則第4条第6項
第100条の2	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項または第2	平成27年改正条例付則第

項

4条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、または納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項および
第7項の表第19条の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項

第8項	第4項	第9項
-----	-----	-----

11 平成30年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項および

第7項の表第19条の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、

市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項 から	第13項 、第5項および
第7項の表第19条の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項

第7項の表第101条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第5条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第6条 新条例第147条の規定は、施行日以後に行われる新条例第147条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第147条の規定による申告については、なお従前の例による。

米原市税条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所および氏名（法人にあっては、<u>事務所または事業所の所在地、名称および法人番号（行政手続における特定の個人番を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、<u>事務所または事業所の所在地および名称）</u>ならびにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</u></p> <p>（4） 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所および氏名（<u>法人にあっては、事務所または事業所の所在地、名称および法人番号）</u>ならびにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p>	<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所および氏名<u>または名称</u>ならびにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>（4） 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所および氏名<u>または名称</u>ならびにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p>

第3条～第22条 略

(市民税の納税義務者等)

第23条 略

2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所または事業所とする。

3 略

第24条～第32条 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 前項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額は、法またはこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項または第3項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3～6 略

第34条～第36条 略

(市民税の申告)

第36条の2 略

2～8 略

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新た

第3条～第22条 略

(市民税の納税義務者等)

第23条 略

2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所または事業所とする。

3 略

第24条～第32条 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 前項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額は、法またはこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項または第3項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算の例によって算定する。

3～6 略

第34条～第36条 略

(市民税の申告)

第36条の2 略

2～8 略

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新た

に第23条第1項第3号または第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所または寮等の所在、法人番号、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3・第36条の3の2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 略

2～3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

第36条の4～第50条 略

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名または名称、住所もしくは居所または事務所もしくは事業所の所在地および個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)または法人番号

に第23条第1項第3号または第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所または寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3・第36条の3の2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 略

2～3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

第36条の4～第50条 略

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(2)・(3) 略

3 略

第52条～第63条 略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2)～(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項および第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2)～(5) 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項および次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、

(1)・(2) 略

3 略

第52条～第63条 略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所および氏名

(2)～(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項および第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所および氏名

(2)～(5) 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項および次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、

同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号および第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号および第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度または翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項および第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2)～(6) 略

3・4 略

第64条～第70条 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号および第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号および第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度または翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項および第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所および氏名

(2)～(6) 略

3・4 略

第64条～第70条 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)～(5) 略

3 略

第72条～第73条の3 略

(住宅用地の申告)

第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号
(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2)～(4) 略

2 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合および同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号および次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度または翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人

(2)～(5) 略

3 略

第72条～第73条の3 略

(住宅用地の申告)

第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所および氏名または名称

(2)～(4) 略

2 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合および同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号および次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度または翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称ならびに当該納税義務者が令第52

番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称 ならびに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号までまたは第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号もしくは第2号または第3項第1号もしくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) 略

2 略

第75条～第88条 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）

(3)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限ま

条の13第1項第3号から第5号までまたは第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号もしくは第2号または第3項第1号もしくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) 略

2 略

第75条～第88条 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所または氏名もしくは名称

(3)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前

で、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）または精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者または身体障がい者等と生計を一にする者もしくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所および個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名および住所）ならびに減免を受ける者が身体障がい者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障がい者等との関係

(2)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 略

第91条～第139条の2 略

7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）または精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者または身体障がい者等と生計を一にする者もしくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名および住所ならびに減免を受ける者が身体障がい者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障がい者等との関係

(2)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 略

第91条～第139条の2 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2)・(3) 略

3 略

第140条～第146条 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称)

(2)・(3) 略

第148条・第149条 略

付 則

第1条～第3条の2 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)・(3) 略

3 略

第140条～第146条 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所および氏名または名称

(2)・(3) 略

第148条・第149条 略

付 則

第1条～第3条の2 略

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限または法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条および前条第二項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 略

第4条の2～第10条の2 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限または法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条および前条第二項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 略

第4条の2～第10条の2 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項または第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2)・(3) 略

2 法附則第15条の7第1項または第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2)～(4) 略

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2)・(3) 略

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類および当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添

第10条の3 法附則第15条の6第1項または第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)・(3) 略

2 法附則第15条の7第1項または第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)～(4) 略

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)・(3) 略

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類および当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添

付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者）にあつては、住所および氏名または名称

(2)・(3) 略

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者）にあつては、住所および氏名または名称

(2)・(3) 略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者）にあつては、住所および氏名または名称

(2)～(6) 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人

付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)・(3) 略

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)・(3) 略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)～(6) 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称

(2)～(7) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅または同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2)～(6) 略

9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条または附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2)～(6) 略

第 11 条～第 16 条 略

第 16 条の 2 削除

(2)～(7) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅または同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)～(6) 略

9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条または附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称

(2)～(6) 略

第 11 条～第 16 条 略

（たばこ税の税率の特例）

第 16 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和 40 年法律第 122 号）第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条中米原市税条例第23条第2項の改正規定ならびに第51条第2項、第71条第2項、第89条第2項、第90条第2項および第3項ならびに第139条の3第2項の改正規定（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）ならびに付則第4条第1項および第16条の2の改正規定ならびに次条第3項および付則第4条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項第1号の規定は、付則第1条本文に規定する日（以下「施

における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第98条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式または第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式または第48号の6様式」とする。

行日」という。)以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第23条第2項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の2第9項の規定は、施行日以後に行われる新条例第36条の2第9項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第2条の規定による改正前の米原市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第9項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号および第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号ならびに第74条の2第1項第1号ならびに付則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号および第9項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項ならびに第63条の3第1項および第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書または新条例第74条第1項および第74条の2第1項ならびに付則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項ならびに第63条の3第1項および第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書または旧条例第74条第1項および第74条の2第1項ならびに付則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下この条において「改正後の条例」という。）付則第10条の2第1項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改

正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設または設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 改正後の条例付則第10条の2第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設または設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 改正後の条例付則第10条の2第3項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設または設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 改正後の条例付則第10条の2第4項の規定は、平成27年4月1日以降に取得される新法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 改正後の条例付則第10条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第39項に規定する設備に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 改正後の条例付則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第40項に規定する機器に対して課税すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 改正後の条例付則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

前に課した、または課すべきであった旧条例付則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第98条第1項</u>	<u>第34号の2様式</u>	<u>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</u>
<u>第98条第2項</u>	<u>第34号の2の2様式</u>	<u>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</u>

第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式または第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式または第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	米原市税条例の一部を改正する条例（平成27年米原市条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）付則第4条第6項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第4条第6項の納期限

第98条第4項	施行規則第34号の2様式 または第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項または第2項	平成27年改正条例付則第4条第6項
第100条の2	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第4条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、または納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該

紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 9 項
	から	、第 5 項および
第 7 項の表第 19 条の項	付則第 4 条第 6 項	付則第 4 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	付則第 4 条第 5 項	付則第 4 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の	付則第 4 条第 6 項	付則第 4 条第 10 項において

項		て準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合に

ついて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項および
第7項の表第19条の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項および
第7項の表第19条の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項

第7項の表第19条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第5条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第6条 新条例第147条の規定は、施行日以後に行われる新条例第147条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第147条の規定による申告については、なお従前の例による。